

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第94回） 第81回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和3年8月6日（金）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、生活環境部
鳥取市長、鳥取市健康こども部長
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）鳥取市内飲食店への時短要請について
 - （3）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/5)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内: 県内874～886例目(鳥取市保健所管内411～423例目)>

※前回対策本部会議で調査中とした事例

| 陽性 確認日 | 陽性 公表日 | 事 例 | 管轄 保健所 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業等 | 既陽性者との接触等 |
|-----------|-----------|----------------------------|-----------|-----------|-----|-----|------|-----------|
| 8月4日 | 8月5日 | 県内874例目 (鳥取市保健所管内411例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内875例目 (鳥取市保健所管内412例目) | 鳥取市 | 30代 | 女性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内876例目 (鳥取市保健所管内413例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内877例目 (鳥取市保健所管内414例目) | 鳥取市 | 非公表 | 男性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内878例目 (鳥取市保健所管内415例目) | 鳥取市 | 60代 | 男性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内879例目 (鳥取市保健所管内416例目) | 鳥取市 | 60代 | 男性 | 鳥取市 | 会社役員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内880例目 (鳥取市保健所管内417例目) | 鳥取市 | 非公表 | 男性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内881例目 (鳥取市保健所管内418例目) | 鳥取市 | 30代 | 男性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内882例目 (鳥取市保健所管内419例目) | 鳥取市 | 10歳 未満 | 男性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内883例目 (鳥取市保健所管内420例目) | 鳥取市 | 30代 | 男性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内884例目 (鳥取市保健所管内421例目) | 鳥取市 | 非公表 | 女性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内885例目 (鳥取市保健所管内422例目) | 鳥取市 | 非公表 | 女性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内886例目 (鳥取市保健所管内423例目) | 鳥取市 | 30代 | 男性 | 鳥取市 | 会社員 | |

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/5)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内: 県内887～899例目(鳥取市保健所管内424～436例目)>

※前回対策本部会議で調査中とした事例

| 陽性 確認日 | 陽性 公表日 | 事 例 | 管轄 保健所 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業等 | 既陽性者との接触等 |
|-----------|-----------|----------------------------|-----------|-----------|-----|-----|------|-----------|
| 8月4日 | 8月5日 | 県内887例目 (鳥取市保健所管内424例目) | 鳥取市 | 40代 | 男性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内888例目 (鳥取市保健所管内425例目) | 鳥取市 | 非公表 | 男性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内889例目 (鳥取市保健所管内426例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内890例目 (鳥取市保健所管内427例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内891例目 (鳥取市保健所管内428例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内892例目 (鳥取市保健所管内429例目) | 鳥取市 | 10歳 未満 | 女性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内893例目 (鳥取市保健所管内430例目) | 鳥取市 | 30代 | 男性 | 鳥取市 | 自営業 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内894例目 (鳥取市保健所管内431例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内895例目 (鳥取市保健所管内432例目) | 鳥取市 | 60代 | 女性 | 鳥取市 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内896例目 (鳥取市保健所管内433例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内897例目 (鳥取市保健所管内434例目) | 鳥取市 | 40代 | 女性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内898例目 (鳥取市保健所管内435例目) | 鳥取市 | 30代 | 男性 | 鳥取市 | 会社役員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内899例目 (鳥取市保健所管内436例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/5)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内: 県内900～906、917例目(鳥取市保健所管内437～444例目)>

※前回対策本部会議で調査中とした事例

| 陽性 確認日 | 陽性 公表日 | 事 例 | 管轄 保健所 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業等 | 既陽性者との接触等 |
|-----------|-----------|----------------------------|-----------|-----|-----|------|-----|-----------|
| 8月4日 | 8月5日 | 県内900例目 (鳥取市保健所管内437例目) | 鳥取市 | 50代 | 男性 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内901例目 (鳥取市保健所管内438例目) | 鳥取市 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内902例目 (鳥取市保健所管内439例目) | 鳥取市 | 40代 | 女性 | 鳥取市 | 接客業 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内903例目 (鳥取市保健所管内440例目) | 鳥取市 | 50代 | 女性 | 鳥取市 | 接客業 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内904例目 (鳥取市保健所管内441例目) | 鳥取市 | 20代 | 女性 | 鳥取市 | 接客業 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内905例目 (鳥取市保健所管内442例目) | 鳥取市 | 60代 | 女性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内906例目 (鳥取市保健所管内443例目) | 鳥取市 | 30代 | 男性 | 鳥取市 | 会社員 | |
| 8月4日 | 8月5日 | 県内917例目 (鳥取市保健所管内444例目) | 鳥取市 | 30代 | 女性 | 東部地区 | パート | |

※8月5日 陽性確認分の県内919～945、952～953例目(鳥取市保健所管内445～473)の詳細については調査中。

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/5)以降公表事例)

<県設置保健所管内: 県内918、946～951例目>

| 陽性 確認日 | 陽性 公表日 | 事 例 | 管轄 保健所 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業等 | 既陽性者との接触等 |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----|-----|------|-----|-----------|
| 8月5日 | 8月6日 | 県内918例目 | 倉吉 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 非公表 | |
| 8月5日 | 8月6日 | 県内946例目 | 米子 | 20代 | 男性 | 県外 | 学生 | |
| 8月5日 | 8月6日 | 県内947例目 | 米子 | 20代 | 男性 | 米子市 | 会社員 | |
| 8月5日 | 8月6日 | 県内948例目 | 米子 | 50代 | 非公表 | 米子市 | 非公表 | |
| 8月5日 | 8月6日 | 県内949例目 | 米子 | 40代 | 男性 | 西部地区 | 会社員 | |
| 8月5日 | 8月6日 | 県内950例目 | 米子 | 20代 | 女性 | 県外 | 会社員 | |
| 8月5日 | 8月6日 | 県内951例目 | 米子 | 非公表 | 非公表 | 米子市 | 非公表 | |

※8月5日に鳥取県立中央病院の職員1名の陽性を確認。

当該職員は既陽性者の濃厚接触者として自宅で健康観察中に陽性が確認されたものであり、本事案による病院内での感染拡大の恐れはない。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(20例目)

感染者が利用していた施設で、県内20例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、8/6（金）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

鳥取市内にある接待を伴う飲食店

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

10名（従業員、利用者）

3. 患者対応

陽性者の入院等については調整中

4. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- 条例に基づき、施設使用者に調査への協力と施設の使用停止を含む感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設使用者は、施設を使用停止しているほか、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力しており、利用者の名簿提供、検査対象者への連絡を行っている。
- 今後、店舗の感染対策の点検調査のため、クラスター対策特命チームや鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(20例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設使用者から、直ちに利用者等全員に連絡したとの説明を受けており、公表は行わない。
- なお、全員に連絡した事実を確認するため、施設使用者から、利用者名簿も別途提出していただいている。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。
- PCR検査に繋がっていない利用者に対しては、施設使用者及び鳥取市から検査を受けるよう勧奨中。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は、現在、使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

県内のクラスターの状況

【16例目：Stayvia（ステイヴィア）】

- 陽性者 48名（検査者数 82件）
[管轄保健所] 鳥取市：30名 倉吉：16名 県外：2名
- 2次感染者等 35名
[管轄保健所] 鳥取市：27名 倉吉：8名

【17例目：ライブ演奏のある飲食店】

- 陽性者 9名（検査者数 9件）
[管轄保健所] 鳥取市
- 2次感染者等：4名
[管轄保健所] 鳥取市

【18例目：さくらんぼ児童クラブ】

- 陽性者 8名（検査者数 103件）
[管轄保健所] 鳥取市
- 2次感染者等 8名
[管轄保健所] 鳥取市

※16例目の施設への立ち寄り者等2名を起因としたクラスターで、16例目の2次感染者等数に含む

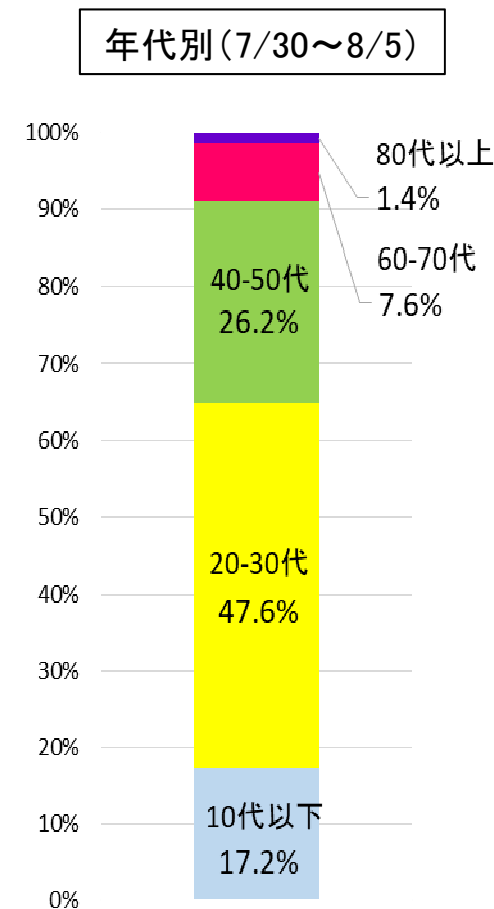
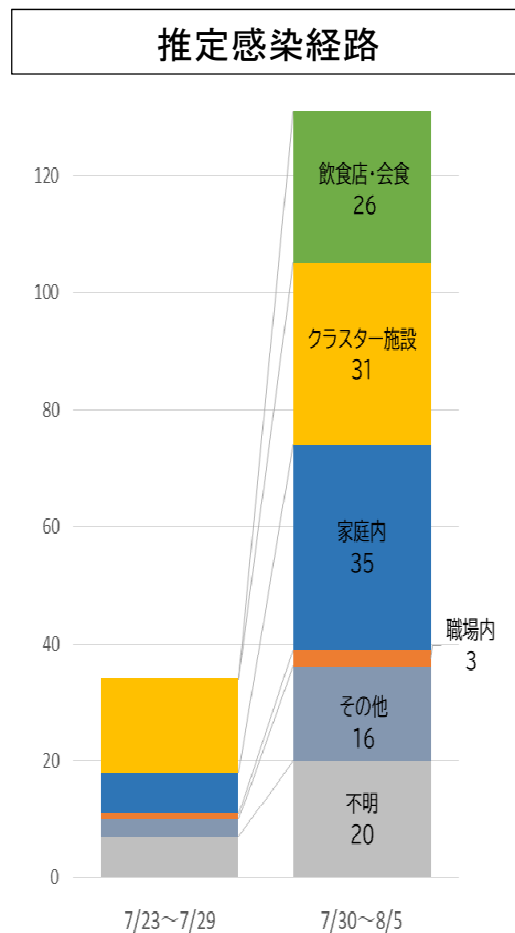
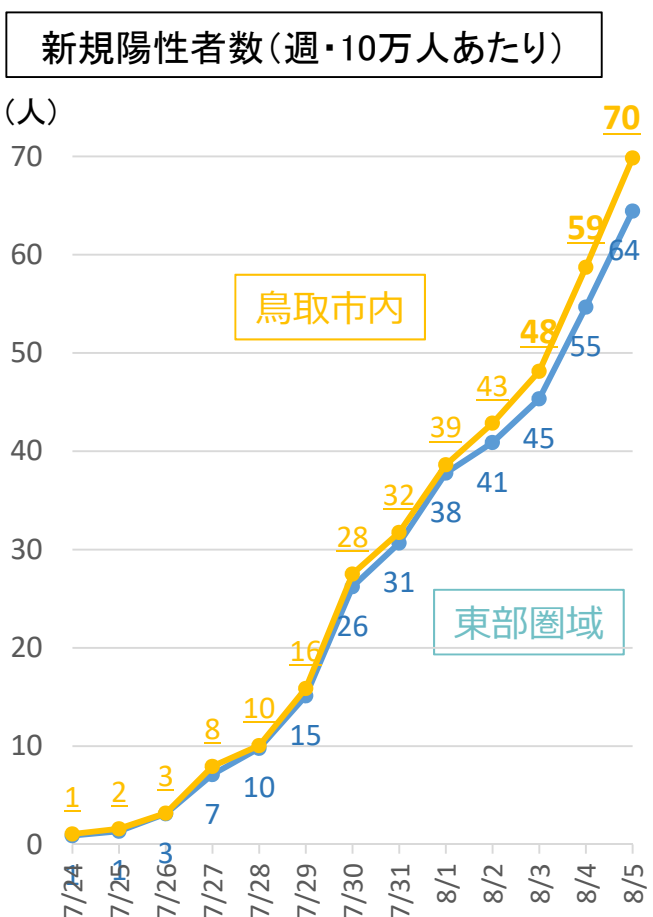
【19例目：接待を伴う飲食店が入居するビル及び社員寮】

- 陽性者 18名（検査者数 49件）
[管轄保健所] 鳥取市

※ 当面、今後新たに東部地区飲食店でクラスターが発生した場合は、本部会議を書面により開催し、クラスター認定を行う。クラスターの概要・対策は、HP・資料提供等によりお知らせします。

直近の新型コロナ感染の傾向（東部圏域）

- 新規陽性者(週・10万人あたり)が急増中
- デルタ株疑いが全体の約7割
- 鳥取市繁華街の飲食店・会食での感染確認が急速に増加(複数店舗に拡大)
- 30代以下の若年層が約7割



鳥取市内における営業時間短縮要請

【対象事業者】

飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店(カラオケ店含む)

※次の施設は対象外: 宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ、ネットカフェ等

【エリア】

鳥取市繁華街

【要請内容】 ※特措法第24条9項による要請

営業時間の短縮

(営業は午後8時まで・酒類オーダーは午後7時まで)

【期間】

令和3年8月9日(月)～ 8月22日(日)(14日間)

営業時間短縮要請の対象区域

○対象店舗数

約570事業所

○対象区域

鳥取市弥生町、
末広温泉町(国道53号線
及び県道25号線から弥
生橋通りまで)、
永楽温泉町(県道25号線
から弥生橋通りまで)
及び栄町(県道43号線か
ら国道53号線まで)



営業時間短縮要請活動について

- 時短要請へのご協力を呼びかけるため、本日夕刻からエリア内の約570店舗を県・市合同(50名体制)で訪問
 - ・営業時間短縮のお願い
 - ・感染対策の徹底のお願い
 - ・東部PCR検査センター(8/10~13)を周知

- 時短要請期間中、県・市合同による対象エリアの全店舗の見回り活動を実施
 - ・県版飲食店ガイドラインに沿った対策の徹底を呼びかけ
 - ・時短要請にご協力いただいていない店舗へのご協力の呼びかけ

営業時間短縮要請にかかる協力金

【支給額】

(中小企業等) 2.5万円～7.5万円/日

※1日の売上高8.3万円以下…2.5万円/日(14日間で35万円/1店舗)

※1日の売上高8.3万円～25万円…1日当たりの売上高の3割(14日間で35～105万円/1店舗)

※1日の売上高25万円以上…7.5万円/日(14日間で105万円/1店舗)

(大企業等) 1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円/日)

【申請開始時期】

- 8月16日(月)からの受付開始

※申請は「鳥取県感染拡大防止協力金コールセンター(土日祝も対応)」で受付

(その他)

- 8月11日(水)までに時短営業等を開始した場合、支給対象となりますが、協力金は、要請期間終了まで連続して協力いただいた場合にその日数分を支給します。
- 営業時間短縮要請の対象事業者については、協力金の受給の有無に関わらず、国の月次支援金(8月分)の給付対象となりません。

＜エリア外店舗や飲食業以外の事業者の皆様へ＞

商工会議所等において月次支援金等の支援制度の説明を行う。

予算の専決処分(案)について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に抑え込むため、鳥取市内の繁華街の飲食店等を対象とした特措法に基づく営業時間短縮の要請を行うにあたり、感染拡大防止協力金の支給等の緊急対策を実施する。(専決処分日:令和3年8月6日)

【補正予算額】 3.3億円

＜財源＞国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

○新型コロナ感染拡大防止緊急対策事業

感染拡大防止協力金の支給、広報、現地確認調査等の体制整備に要する経費

県東部地区における臨時PCR検査センターの開設

鳥取市内の飲食店における感染の続発を踏まえ、臨時のPCR検査センターを設置

- ・設置場所 鳥取県東部庁舎（鳥取市立川町6丁目176）
- ・対象者 鳥取市の飲食店、酒類及び食材等の納入事業者、タクシー事業者等の従業員で検査を希望される方
- ・実施期間 8月10日（火）から13日（金）

※電話で事前の申し込みが必要です。

（事前申込受付期間：8月9日（月・祝）から12日（木）まで）



感染急拡大時における医療提供体制

「鳥取方式 + α 」の堅持により、中等症以上も早期入院

- 早期入院によるメディカルチェック
- 軽症者等も「メディカルチェックセンター」で検査等を実施
- 宿泊療養施設の増設を調整中・圏域を越えた入所調整も実施
- 在宅療養者には訪問看護ステーション看護師による健康サポート
(24時間オンコール体制・パルスオキシメーター配布など)
- 今後、医師によるオンライン診療など更なる体制強化
(医療提供体制について医師会・看護協会等と緊急協議)

重症化リスクのある者を優先して入院へ（県トリアージセンターが圏域外の入院調整）

【参考】患者急増地域における患者療養に関する政府方針

- 入院は重症患者や重症化リスクの高い者に重点化
- 入院患者以下は自宅療養を基本
- 家庭内感染のおそれや自宅療養ができない事情等がある場合に宿泊療養を活用

※当該方針は、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、自治体の判断により可能とする新たな選択肢（8/5 厚生労働省事務連絡追記）

感染拡大を受けた新型コロナ業務体制の強化

■ 鳥取市内飲食店等への時短要請に伴う県庁の対応

- 総勢 50 名／日の応援体制により、鳥取市と協働して要請活動実施
 - 複数所属職員でチームを構成し協力金支払い事務を円滑に実施
- ※県庁の各所属は新型コロナ業務対応を最優先とする「**新型コロナ緊急体制**」に移行済み（7/29～）であり、更なる支援が必要な場合には速やかに対応

■ 保健所体制強化のための本庁等応援体制強化を継続

- 鳥取市保健所の医療提供に係る調整のために本庁衛生技師 1 名を派遣
- クラスタ対策特命チームの派遣（鳥取市・米子保健所へ各 4 名派遣中）
- 東部地区での緊急対応PCR検査センター運営のために本庁職員を派遣(15名程度を想定)
- 市町村から保健師を派遣（倉吉・米子保健所に最大各2名/日の派遣体制） ※18市町村の協力を得て実施
- OB・OG保健師の活用、本庁保健師の派遣
- 相談対応、PCR検査調整等のため倉吉・米子保健所に職員を派遣
 - ・電話相談、疫学調査補助、PCR検査調整、宿泊療養施設入所調整のため、本庁から毎日 7 名程度の職員を派遣
- 在宅等支援センターの運営
 - ・本庁から職員 2 名を派遣し倉吉・米子保健所で運営体制を確保
- 宿泊療養施設の運営
 - ・収容能力拡大のための体制拡充
 - ・東・中・西部地区における運営体制を確保

特措法第24条第9項による協力要請

■ **区域** 鳥取県全域

■ **期間** 令和3年8月3日から8月16日まで(2週間)

■ **要請内容**

(1) 通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、
不要不急の外出を控えてください

※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは差し支えありません。

(2) 県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※不要不急の帰省や旅行など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。
特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている地域や、
感染拡大地域との間での不要不急の往来は控えてください。

特措法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様に協力をお願いする制度です。

みんなでコロナを克服しよう

重点期間
8月3日～16日

「親しい間柄」の接触を感染力が強いウイルスが狙っています。
医療もひっ迫し、今まで守ってきた命が失われるかもしれません。
この2週間は人と人との接触を減らしコロナを乗り越えましょう。

人と人との接触機会を減らす行動を

- 不要不急の外出は控え、お盆は思い切った休暇や在宅勤務を実施しましょう！
- その仕事、飲食会、イベントなどは、電話等でできませんか？日延べできませんか？
- 多くの人各地から集まるイベント、同窓会などの中止、延期を検討できませんか？
- 会食は対策をしっかりとった店で普段一緒にいる人とマスク会食を！

この夏は県外との往来を控えて

- 旅行や帰省を再検討し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択はできませんか？
- この夏はできるだけ県外との往来を控え、電話などで温かい心を届けましょう！
- やむを得ず往来する場合は、人混みを避ける、県外の人との会食を控える、PCR検査を受けるなどリスクを考慮した行動を！

基本的な感染予防対策の徹底を

- マスクの着用、こまめな手洗い・消毒、エアコン使用中も定期的に換気を！
(周囲の人と十分距離を取って適宜マスクを外し休憩など、熱中症対策も)

帰省など県外との往来について

お盆シーズンが始まります。

帰省や旅行、仕事、建設工事、研修も含め、県外との往来は控えてください。



この夏は、帰省などは控え、電話などで温かい心を届けましょう。

県外に行かれる場合

- ・ 感染状況など行先の自治体の出す新型コロナ情報を必ずご確認ください。
- ・ 繁華街や人混みを避ける等、密閉、密集、密接を全て徹底的に回避しましょう。
- ・ 感染拡大地域で外出する場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で！
- ・ 県外の人との会食は控え、PCR検査を受けるなどリスクを考慮した行動を！
※やむを得ず会食される際は、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスク着用、感染対策が徹底しているお店を選ぶなどの対策をお願いします。

来県・帰省される場合

- ・ 帰省される方は、帰省前の2週間は会食などを控えましょう。
- ・ 来県後2週間は、会食など感染のおそれが高い行動はお控えください。
- ・ 同窓会など大人数の集まりについては中止や延期の検討をお願いします。
- ・ 家庭内でも感染対策を徹底し、家庭内で対策が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討を。

倦怠感や発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚された場合には、出歩かず、
[「かかりつけ医」又は「受診相談センター」\(TEL0120-567-492\)](tel:0120-567-492)にご相談ください。

飲食店のみなさまへ

飲食店のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください

1 手指消毒の徹底

- ・入店時及びトイレ使用後の手指消毒を徹底してください。
- ・手指消毒にはアルコール濃度60%以上のものを使用してください。

2 フィジカルディスタンスの確保

- ・向かい合う席は、テーブルにパーティションを設置してください。
(隣り合う席同士の間隔は1m以上確保してください。)
- ・テーブル同士の距離は1m以上開けてください。

3 換気の徹底

- ・営業中は、全ての換気扇を作動させ、窓は常時10センチ程度開けておいてください。
- ・客席に換気扇がない場合は、常時、窓やドアを2か所開け、30分間に5分間程度は2方向の窓やドアを全開にするなどして、十分に換気を行ってください。

4 マスク着用の徹底・大声の禁止

- ・食事中も、会話の際はマスク着用し、大声を控えてもらうよう徹底してください。

飲食店事業者への主な支援事業

○月次支援金(国事業)

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛等の影響を受けている中小法人・個人事業者に対する支援金

(個人事業主10万円/月、中小法人20万円/月)

○コロナ禍打破特別応援金

今後の事業継続の支援を目的に、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた県内事業者に対して、事業全般に広く使える応援金(20～50万円)

○新型コロナウイルス感染予防対策推進事業

感染予防に必要な経費への支援(上限20万円(補助率1/2))

○コロナ後を見据えた飲食店応援事業

新たなメニューの開発等に取り組む県内飲食店等を応援(上限10万円または25万円)

お盆期間中の 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

発熱等の症状が
出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15
(ファクシミリ) 0857-50-1033
(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間
(中部地区) ☎ 0858-23-3135
(西部地区) ☎ 0859-31-0029

陽性者と接触した
ときの相談先

接触者等相談センター

(東部地区) ☎ 0857-22-5625 毎日8:30~17:15
(ファクシミリ) 0857-20-3962
(中部地区) ☎ 0858-23-3135 毎日8:30~17:15
(ファクシミリ) 0858-23-4803
(西部地区) ☎ 0859-31-0029 毎日8:30~17:15
(ファクシミリ) 0859-34-1392

ワクチン接種に関する専門的相談

新型コロナワクチン相談センター

☎0120-000-406 毎日9:00~17:15
(ファクシミリ) 0857-50-1033

孤独・孤立対策、生活困窮などの相談窓口

家族まるごと相談窓口

☎0857-26-7688 毎日9:00~17:15
(ファクシミリ) 0857-26-8116

全般的な相談窓口

**新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局**

☎0857-26-7799 (土日除) 毎日 8:30~17:15
(ファクシミリ) 0857-26-8143

分科会提言の指標と鳥取県の状況

| 指標 | | | | 鳥取県 8月6日(予定を含む) | | ステージⅢ の指標目安 | ステージⅣ の指標目安 |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|------------------|---------------------|----------------------------------|----------------|----------------|
| 医療提供体制等の負荷 | ①医療の ひっ迫 具合 | 入院医療 ※入院調整 中を含む | 確保病床の 使用率 | 50.0% (164/328床) | 東部 66.7% 中部 26.7% 西部 45.5% | 20%以上 | 50%以上 |
| | | | 入院率 (入院者/療養者) | 54.8% (164/299人) | 東部 41.6% 中部 53.3% 西部 81.5% | 40%以下 | 25%以下 |
| | | 重症者用 病床 | 確保病床の 使用率 | 2.1% (1/47床) | 東部 0% 中部 0% 西部 5.3% | 20%以上 | 50%以上 |
| | ② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算 | | | 53.8人 (実数299人) | 東部 87.5人 中部 30.0人 西部 35.1人 | 20人以上 | 30人以上 |
| | ③ PCR陽性率(直近1週間) | | | 4.1% (194/4,755) | - | 5%以上 | 10%以上 |
| 感染状況 ※7/31~ 8/6発表分 | ④ 新規陽性者数(対人口10万人/週) | | | 34.9人 (実数194人) | 東部 66.2人 中部 11.0人 西部 14.7人 | 15人以上 | 25人以上 |
| | ⑤ 感染経路不明割合(直近1週間) | | | 23.7% (46/194人) | - | 50%以上 | 50%以上 |

**本県はステージⅢ相当と考える。
今後さらなる感染拡大が続けば、まん延防止等重点措置も視野に入れて検討を行う。**

鳥取県版新型コロナウイルス警報（8月6日現在）

西部地区は特別警報から警報になりますが、継続して感染力の強いデルタ株の陽性事例が確認されており、全国的にも感染者が急増していることから、最大限の注意と感染予防対策の徹底をお願いします。

| 地域 | 発令区分 | 備考 |
|------|------|-------|
| 東部地区 | 特別警報 | 7/30～ |
| 中部地区 | 特別警報 | 7/30～ |
| 西部地区 | 警報 | 8/6～ |

デルタ株感染嚴重警戒情報

全国各地で過去最高の感染者を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大し、本県においても県内全域に拡大しています。感染予防のレベルアップをお願いします。

嚴重警戒区域

全県

感染増大警戒情報

県内全域で相次いで感染経路不明な陽性者が確認されています。感染力の強いデルタ株、アルファ株により、ウイルス量の多い陽性事例が複数確認され、家庭内での感染も多くみられます。

嚴重警戒レベル

全県

人権配慮に係る県民へのメッセージ

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



Citrus Ribbon
PROJECT

私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。